

計画等の案の概要

名 称	屋外広告物規制地域の指定及び変更										
公表するもの	屋外広告物規制地域の指定及び変更案										
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和元年7月16日(火)～令和元年8月13日(火)								
	無										
担当課等名	交通基盤部都市局景観まちづくり課		電話番号 054-221-3702								
位置づけ	総合計画	7-3 美しい景観の創造と自然との共生 (1) 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成									
	施策展開表	(大項目) 規制区域その他屋外広告物制度の見直し	(中項目) 規制区域の見直し								
審議会等の名称	静岡県屋外広告物審議会										
<p>1 趣旨</p> <p>静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「県条例」という。）は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示・設置について必要な規制内容を定めています。</p> <p>令和2年度には、県条例第3条第6号にて特別規制地域に指定する高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（新東名高速道路）の一部区間が完成する予定です。</p> <p>今回、新東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジと市街地等を結ぶ道路路線の区間並びにその沿道地域を、周辺の良好な景観の形成及び風致の維持のために、屋外広告物の表示等を制限する地域として指定することとしました。</p> <p>2 指定及び変更案の骨子</p> <p>(1) 規制する区間及び地域、規制理由等</p> <p>ア 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（新東名高速道路）</p> <p>(ア) 指定する区間、区域及び規制内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 間</th> <th style="width: 40%;">区 域</th> <th style="width: 30%;">規 制 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">神奈川県境から小山町と御殿場市との境界までの区間 (トンネルの区間を除く。)</td> <td>当該区間の道路から500メートル（富士山側にあつては、1,000メートル）の等距離線の範囲内の地域</td> <td>特別規制地域</td> </tr> <tr> <td>当該区間の道路から1,000メートル（富士山側にあつては、1,500メートル）の等距離線の範囲内の地域 (用途地域の区域を除く。)</td> <td>普通規制地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 指定及び追加理由</p> <p>当該道路は日本の東西交通を支える基幹的な道路で、令和2年度、新たに一部区間が完成する道路であり、供用開始後は相当の利用が見込まれています。平成24年度に供用開始した区間は、供用開始前から、沿道500メートルの範囲を特別規制地域に、沿道1,000メートルの範囲を普通規制地域に指定しており、特に富士山周辺については、良好な景観を保全する必</p>				区 間	区 域	規 制 内 容	神奈川県境から小山町と御殿場市との境界までの区間 (トンネルの区間を除く。)	当該区間の道路から500メートル（富士山側にあつては、1,000メートル）の等距離線の範囲内の地域	特別規制地域	当該区間の道路から1,000メートル（富士山側にあつては、1,500メートル）の等距離線の範囲内の地域 (用途地域の区域を除く。)	普通規制地域
区 間	区 域	規 制 内 容									
神奈川県境から小山町と御殿場市との境界までの区間 (トンネルの区間を除く。)	当該区間の道路から500メートル（富士山側にあつては、1,000メートル）の等距離線の範囲内の地域	特別規制地域									
	当該区間の道路から1,000メートル（富士山側にあつては、1,500メートル）の等距離線の範囲内の地域 (用途地域の区域を除く。)	普通規制地域									

要性が高いことから、富士山側の沿道について、1,000メートルの特別規制地域と1,500メートルの普通規制地域を指定しています。

今回、(ア)の区間及び沿道地域についても、同様に規制地域を指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものです。

イ 小山町道上野大御神線

(ア) 指定する区間及び地域

全区間の道路及び道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域

(イ) 規制内容

特別規制地域（屋外広告物の表示等を禁止する地域）

(ウ) 指定及び追加理由

当該路線は、地域を結ぶ幹線道路の一つで、現在、一部区間で拡幅工事が行われています。新東名高速道路のインターチェンジとの連結が予定され、今後、アクセス道路として交通量の増加が見込まれています。周辺には高原から山麓に向かう良好な景観が形成されています。

そのため、当該道路に500メートルの特別規制地域を指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものです。

ウ 小山町道用沢大御神線

(ア) 指定する区間及び地域

県道須走小山線との交差点から、小山町道上野大御神線との接続点までの区間の道路及び道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域

(イ) 規制内容

特別規制地域（屋外広告物の表示等を禁止する地域）

(ウ) 指定及び追加理由

当該路線は、小山町道上野大御神線とともに新東名高速道路のアクセス道路として利用され、今後、交通量の増加が見込まれています。周辺には樹林地が広がる良好な景観が形成されています。

そのため、当該道路に500メートルの特別規制地域を指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものです。

(2) 施行予定日

上記規制は、静岡県屋外広告物審議会の審議を経て、令和元年10月1日から施行する予定です。

(3) 新旧対照表、規制図

別添のとおり

<参考>

- ・特別規制地域（静岡県屋外広告物条例第3条）
屋外広告物の表示等を原則として禁止する地域
ただし、一定の基準を満たす自家広告物や案内図板等は、許可を受けて表示することができます。
- ・普通規制地域（静岡県屋外広告物条例第5条）
屋外広告物の表示等をするには知事（市部にあつては市長）の許可を要する地域
屋外広告物の形態ごとに高さ、表示面積等の基準が定められています。